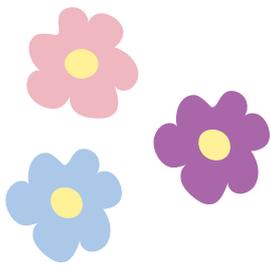


はんなんし  
阪南市

# 子どもの権利に関する条例

阪南市の子どもたちが、豊かな自然に恵まれた環境の中で人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱きながら、自分も他の人も大切にできる、人を思いやる心を持った次代の社会を担う大人へと成長していけるよう、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、全ての子どもを社会全体で支援をすることができるよう、この条例を制定します。





## こ けんり じょうれい 子どもの権利条例ってなんだろう

みんなが、安心して楽しく生きていくために必要な約束を決めたものです。

## こ けんり 子どもの権利ってなんだろう

子どもの権利とは、子どもが安心して幸せに生きていくために必要なものです。生まれたときから子どもは誰でもこの権利をもっています。



## けんり しゅたい こ そだ 権利の主体としての子どもの育ち

こ けんり つか たいせつ  
子どもたちが権利を使うために大切なこと

- 自分たちの権利がなにかを勉強したり、知ること
- 自分と同じように他の人の権利を守ること
- それぞれの考えや個性を大切に、誰も傷つけないように色々な意見や考えを大切にすること
- 自分の考えや意見を色々な方法で伝え合うこと

# 子どもの権利

## 生きる権利

- 命や体が大切にされます。
- みんな自分らしく生活ができます。
- 大人と同じように権利が守られます。

## 育つ権利

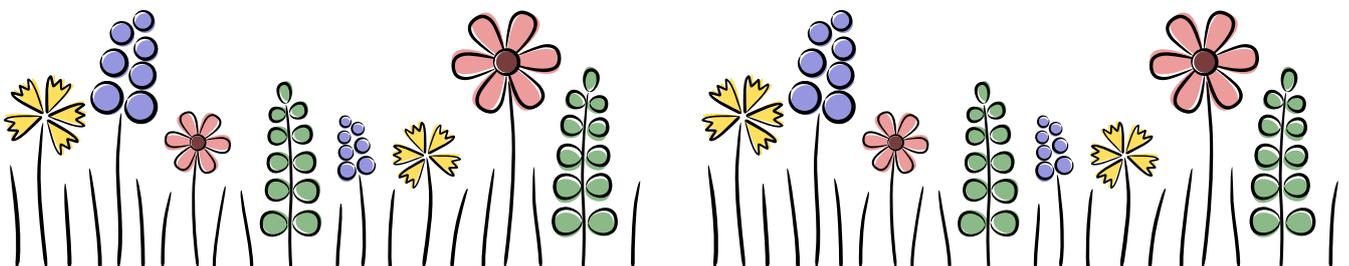
- 自分にあつた成長をすることができます。
- 遊び、スポーツ、勉強ができます。
- 芸術や文化に親しむことができます。
- 休むことができます。

## 守られる権利

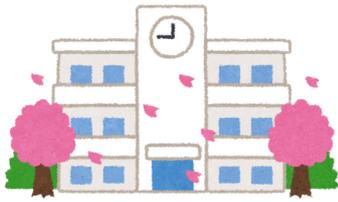
- いじめられたり、なぐられたりしません。
- 幸せに生きることができます。
- 知られたくないことは秘密にすることができます。

## 参加する権利

- 自分の意見を色々な方法で伝えることができます。
- 仲間と集まったり、活動ができます。
- 自分のつながりの中で意見をいうことができます。



# こ けんり まも おとな 子どもの権利を守るために大人たちがすること



がっこう ようちえん ほいくしょなど  
学校・幼稚園・保育所など

子どもたちが自分や友達の権利について勉強したり、自分の考えをみんなと話し合ったり、子どもたちに生きる力がつくようにします。また、いじめなどが無い、子どもたちにとって安心できる場所になります。



しやくしょ  
市役所

みんなが、子どもたちの権利を守るようにどうしたらいいのか考えます。子どもや保護者などの意見をきいたり、子どもたちを支えるために行動します。



おとな  
大人

子どもたちのお手本となるように生活したり、子どもたちが安心して大きくなることができるように子どもたちに話をきいたり、相談したり、協力したりします。



ほごしゃ  
保護者

子どもが話すときは、きちんと話を聞き、子どもたちの気持ちを受け止め一緒に考えます。

また、子どもたちが安心して生活ができるようにします。



ちいきしゃかい  
地域社会

あいさつをしたり、子どもたちと話ができるようにします。また、地域の行事などに子どもたちと一緒に取り組むことができるようにします。

いろいろな<sup>なや</sup>悩みを<sup>そうだん</sup>相談してね。  
秘密<sup>ひみつ</sup>はまもられます。

学校<sup>がっこう</sup>の先生<sup>せんせい</sup>や市役所<sup>しやくしょ</sup>でも<sup>そうだん</sup>相談<sup>そうだん</sup>することが  
できるよ。

おうちの<sup>ひと</sup>人に<sup>きず</sup>傷つけられる。

- おうちの<sup>ひと</sup>人にたたかれる。
- いつも無視<sup>むし</sup>されたり怒鳴<sup>どな</sup>られる。など

児童<sup>じどう</sup>相談<sup>そうだん</sup>所<sup>しょ</sup>虐待<sup>しよぎやくたい</sup>ダイヤル 「189」

児童<sup>じどう</sup>相談<sup>そうだん</sup>所<sup>しょ</sup>相談<sup>そうだん</sup>専用<sup>せんよう</sup>ダイヤル

「0120-189-783」にかけてね。

★電話<sup>でんわ</sup>のお金<sup>かね</sup>はいらないよ。

子ども<sup>こ</sup>家庭<sup>かてい</sup>総合<sup>そうごう</sup>支援<sup>しえん</sup>拠点<sup>きょてん</sup> (こども<sup>こ</sup>支援<sup>しえん</sup>課<sup>か</sup>内<sup>ない</sup>)

受付<sup>うけつけ</sup>時間<sup>じかん</sup>：朝<sup>あさ</sup>8時<sup>じ</sup>45分<sup>ふん</sup>～夕方<sup>ゆがた</sup>5時<sup>じ</sup>15分<sup>ふん</sup>

月曜日<sup>げつようび</sup>～金曜日<sup>きんようび</sup> 祝日<sup>しゅくじつ</sup>お休み<sup>やす</sup>

電話<sup>でんわ</sup>：072-470-1401

24時間<sup>じかんこ</sup>子どもSOSダイヤル

○いじめられている。 ○その他<sup>ほか</sup>いろいろな<sup>なや</sup>悩みを<sup>そうだん</sup>相談してね。

電話番号<sup>でんわばんごう</sup>：0120-0-78310 受付<sup>うけつけ</sup>時間<sup>じかん</sup>：毎日<sup>まいにち</sup> 24時間<sup>じかん</sup>

(なやみいおう)

★お休み<sup>やす</sup>はありません。電話<sup>でんわ</sup>のお金<sup>かね</sup>はいらないよ。

## 子どもの人権110番

- いじめられている。 ○いじめられている人がいる。
- 先生やお父さん、お母さんに相談しにくい、どうしていいかわからない など

でんわばんごう

電話番号：0120-007-110

うけつけじかん あさ じ ふん ゆうがた じ ふん  
受付時間：朝8時30分～夕方5時15分

(月曜日～金曜日) ★電話のお金はいらぬよ。

## LINE (メール) 人権相談

- インターネット・SNSで悪口を言われた。 ○いじめられている。
  - 先生に、ひどいことを言われる。 家の人に嫌なことをされる。
- など いろいろなことを相談してね。 まわりで困っている人のことも相談できるよ。



LINE



メール

なまえ とうろく  
名前などを登録すると  
あとで連絡がきます。

## 親子のための相談LINE

- きょうだいのことで困っている。
- 友だちとのことで悩んでいる。
- 親からいつも怒られる。 など



うけつけじかん まいにち あさ じ よる じ ふん  
受付時間：毎日 朝10時～夜7時30分

★LINEの登録名とアイコン画像のみで相談できるよ。



## 暮らし丸ごと相談室（ヤングケアラー）

○病気や障がいのある家族に代わって、買い物、掃除、洗濯などをするので、勉強ができない。学校にいけない。また代わりの家事の負担が大きいことで悩んでいる。

○おうちの悩みごと など

受付時間：朝8時45分～夕方5時15分

月曜日～金曜日 祝日お休み

電話 072-489-4521 メール s-fukushi@city.hannan.lg.jp



## 人権相談（阪南市人権協会）

○悩んでいることなんでも相談してね。



受付時間：朝8時45分～夕方5時15分

月曜日～金曜日 祝日お休み

電話 072-472-6111 メール hannanjinkyou@yahoo.co.jp



<sup>たいせつ</sup>大切にしたいことを<sup>か</sup>書いてみよう。



A large, light blue, rounded rectangular area for writing, with a darker blue shadow underneath.

<sup>こま</sup>困っていることを<sup>か</sup>書いてみよう。



A large, light blue, rounded rectangular area for writing, with a darker blue shadow underneath.

<sup>まわ</sup>周りの<sup>ひと</sup>人に<sup>つた</sup>伝えたい、でも<sup>ことば</sup>言葉で<sup>つた</sup>伝えられない  
ときはこれを<sup>み</sup>見せたりして<sup>つか</sup>使ってね。



れ い わ      ね ん      が つ  
令和7年3月



はんなんし  
阪南市

そうむぶ  
総務部

じんけんすいしんか  
人権推進課